

個人情報の取扱いについて

制定日：2018年1月29日

改正日：2019年12月19日

個人情報保護管理者 米田 善治

【利用目的について】

弊社は、個人情報を本人から書面にて直接取得する場合、「個人情報取扱い申請書」を用いて、同意を得た後、下記の利用目的で管理いたします。

目的外利用が生じた場合、本人に同意を得るか、また、利用目的を公表したうえで利用いたします。

ただし、JIS15001 Q 2017 A. 3. 4. 2. 3 「要配慮個人情報」及び A. 3. 4. 2. 4 「個人情報を取得した場合の措置」※1の要求事項に該当する場合、その限りでない。

開示対象個人情報	利用目的
水道事業に関わる個人情報	営業活動および運営管理のため
取引先に関する個人情報	営業活動および取引先管理のため
従業員および退職者に関する個人情報	雇用および人事管理のため
採用応募者の個人情報	選考および採否に関する連絡のため

【個人情報の第三者提供について】

弊社でお預かりした個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供、開示、委託、共用等で提供することはありません。

- (1) 本人の事前の同意を得た場合
- (2) 法令の定めにより提供を求められた場合

【個人情報の開示等に関する請求について】

弊社は、請求者より利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下“開示等”）を求められた場合、当該情報についての社内調査を行った後、「個人情報結果通知書」で回答いたします。ただし、請求内容によっては非開示もあり、その場合、理由を付して回答いたします。

【個人情報開示等請求の方法】

- (1) 開示等の請求を行う場合、当社の個人情報窓口までご相談下さい。直接、当社窓口まで訪問していただくか、郵送での対応となります。
開示等請求は、当社の定めた様式により承ります。様式は、当社ホームページからダウンロードするか、希望者には送付致します。

請求者が本人の場合	「個人情報開示等請求書」、「本人確認書類」を提示又は送付して下さい。
請求者が法定代理人の場合	「個人情報開示等請求書」、「開示請求者の本人確認書類」、「法定代理人の本人確認書類」、「請求資格確認書類(戸籍謄本など)」、「委任状」を提示又は送付して下さい。
請求者が委任代理人の場合	「個人情報開示等請求書」、「開示請求者の本人確認書類」、「委任代理人の本人確認書類」、「委任状」、「開示請求者の印鑑証明証(開示請求の30日以内)」を提示又は送付して下さい。

【個人情報に関する問い合わせ・開示等請求窓口】

個人情報に関する 相談・苦情窓口	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 4-10-18 203 号 株式会社 沖縄水道管理センター 個人情報窓口 宛 TEL : 098-865-2121 FAX : 098-865-2120 Email : info@mizuokinawa.co.jp
---------------------	--

【認定個人情報保護団体への申し出先】

※ 当社は認定個人情報保護団体の対象事業者です。お客様が弊社での個人情報の相談・苦情等の対応が不適切と判断した場合、下記の認定個人情報保護団体へ苦情を申し立てる事ができます。

認定個人情報保護団体 申し出先	〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 12 階 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 認定個人情報保護団体事務局 TEL : 03-5860-7576
--------------------	---

※1

【要配慮個人情報】

a) 法令に基づく場合 b) 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難である時 c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難である時 d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る事によって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時 e) その他、個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報、又は政令で定められた要配慮個人情報である時

【個人情報を取得した場合の措置】

a) 利用目的を本人に通知するか、又は公表する事によって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合 b) 利用目的を本人に通知するか、又は公表する事によって当該組織の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合 c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知するか、又は公表する事によって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合